

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年3月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600377号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600203号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成7年10月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年9月までは13万4,000円を20万円、同年10月から平成9年1月までは13万4,000円を19万円、同年2月から平成10年9月までは13万4,000円を26万円とする。

平成7年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年10月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年2月1日から平成10年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっている。

請求期間において給与が下がった記憶はなく、当該期間のうち一部の期間に係る給与明細書及び平成10年度住民税特別徴収税額の通知書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成7年10月1日から平成10年10月1日までの期間について、金融機関から提出された請求者に係る給与振込口座の入金記録、請求者から提出された平成10年度住民税特別徴収税額の通知書及び平成10年4月から同年7月までの各月の給与明細書並びに請求期間当時のA社の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求期間のうち、平成7年10月1日から平成10年10月1日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成7年10月から平成8年9月までは20万円、同年10月から平成9年1月までは19万円、同年2月から平成10年9月までは26万円とすること

が妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間のうち平成7年10月1日から平成10年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており連絡先が不明である上、同社の事業主も既に死亡しており、事業主等から回答が得られないが、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における当該期間の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成6年2月1日から平成7年10月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、前述の金融機関から提出された請求者に係る給与振込口座記録において当該期間の入金記録を確認することができない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく連絡先が不明であり、同社の事業主は既に死亡しており、事業所及び事業主から回答を得られないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成6年2月1日から平成7年10月1日までの期間に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成6年2月1日から平成7年10月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600698号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600204号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、並びに元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、41万円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、請求者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600699号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600205号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、並びに元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、請求者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600700号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600206号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、並びに元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、請求者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600701号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600207号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、並びに元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、請求者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600702号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600208号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、並びに元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、26万円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、請求者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600703号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600209号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社及びC公共職業安定所の回答、並びに元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、請求者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、19万円とすることが妥当である。

また、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、請求者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求者の昭和58年1月1日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600704号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600210号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月29日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和57年12月29日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月4日から昭和58年1月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月29日から昭和58年1月4日まで

訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A社から関連会社であるB社に転籍し、正社員として継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社の回答及び元同僚の請求期間に係る給料明細から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和58年1月1日に異動)、昭和57年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の同社における昭和57年11月の厚生年金保険の記録から、41万円とすることが妥当である。

また、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年1月1日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、訂正請求記録の対象者の昭和57年12月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記の記録によると、A社は昭和59年に解散している上、同社の元事業主は既に死亡しているところ、B社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺

事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、訂正請求記録の対象者の昭和 58 年 1 月 1 日付け厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600444号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600065号

第1 結論

昭和38年6月から昭和46年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年6月から昭和46年9月まで

昭和50年6月頃、A県B市C区役所において、夫婦一緒に国民年金に加入して以降、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

請求期間の国民年金保険料についても、昭和55年頃に、遡って納付できる制度があったので、私が、夫婦二人分を一緒に金融機関において一括納付した。私は、請求期間を含め3回遡って納付したことがあり、受け取った領収証書の中には、7万円から9万円ぐらいの金額の領収証書があったことを記憶しているが、現在所持している2枚の遡り分の領収証書には、該当する金額のものが無いので、その領収証書が請求期間のものだと思っている。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずであり、知人の陳述書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「昭和55年頃に、遡って納付できる制度を利用して、夫婦二人分を一緒に納付した。」旨陳述しているところ、請求者が陳述する納付時点において請求期間の国民年金保険料は、時効の2年を経過していることから、特例納付制度を利用して納付する必要がある。当該時点(昭和55年頃)は、第3回特例納付制度の実施期間中であり、このことは請求者の陳述と符合する。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者の夫に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によると、請求期間を含む昭和38年1月から昭和43年2月までの期間は未納となっており、同年3月から昭和48年3月までの期間の国民年金保険料は、第2回特例納付制度を利用して納付された旨が記録されていることから、請求者及びその夫の特例納付の状況は異なっており、請求者の陳述と符合しない。

また、特例納付を行う際には、国庫金の納付書が必要となり、その納付書は、納付書・領収証書、領収済通知書及び領収控の合計3枚で構成されているところ、当該納付書により国民年金保険料が納付された場合には、領収済通知書が金融機関等から社会保険事務所(当時)に送付されることとされている。そこで、日本年金機構D事務センターが保管する昭和53年7月から昭和55年7月までに処理された特例納付に係る領収済通知書を視認したところ、請求者が所持する昭和55年3月5日の領収印が有る納付書・領収証書(納付期間:昭和38年1月から同年5月まで)に係る領収済通知書は確認できたが、請求期間に係る領収済通知書は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付額は7万円から9万円ぐらいと記憶している旨陳述しているが、請求期間の国民年金保険料を第3回特例納付制度により納付し

た場合、必要となる金額は 40 万円となることから、請求者の陳述する金額とは符合しない。

加えて、特例納付が行われた場合には、特殊台帳にその内容が記録されることになっており、請求者に係る特殊台帳を見ると、請求者が所持する 2 枚の納付書・領収証書に係る特例納付の記録は確認できるものの、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

このほか、請求者から提出された請求者の知人による陳述書を見ても、請求期間の国民年金保険料が納付されたことを示す具体的な記載は無く、当該知人から事情を聴取したが、具体的な陳述を得ることはできない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。